

## 教育委員会、調査委員会の対応

### 4 / 1 2 調査委員会訪問

「アンケート結果から教師の指導がとても適切だったとは言えない報告書に記載していかないといけない」と報告を受ける。報告書に当日の指導も含めそれらの指摘が記載されていない。

### 4 / 3 0 個人情報 の 不当漏洩 について市総務部へクレームを申し出る。(守秘義務違反) 東広島市総務部へ提出したが、実施機関である教育委員会へ申し出るよう指示を受けた。

10 / 3 1、11 / 1に、教育委員会新谷課長、下森校長が、まだ、調査をしていない初期の段階で指導の内容を細かくメディアに報告している。「体罰や行過ぎた指導は無かった。」「かぼちゃをいたずらで隠した、場所がトイレ」など、それによって、「あの子はいたずらをするような悪い子だから死んでも仕方ないよね」と言われ人権侵害が起きていると申し出した。

### 5 / 1 5 調査委員会訪問

教師の指導との因果関係について話す、「教諭がきっかけをつくり、教諭が死に至る因果、経過や寄与度は一番大きい」「先生方の指導がなければこういう結果にはなっていないのは間違いない」「指導に問題がなかったとはとても言えない」と報告を受けるも、当日の指導についての指摘が記載されていない。

### 6 / 1 0 報告書が届く

熟読して疑問点を確認させていただく、と回答をする。

(口頭で数点コメント)

### 7 / 6 個人情報 の 不当漏洩 について メディアと確認 (クレーム申し出対応)

この機会に、教育委員会(増田部長、市場調整監)へ調査委員会報告書の疑義を伝える

事実確認がしっかり出来ていない、当日の指導についての分析・評価がない、教師の責任回避の言葉が多く含まれることを伝える。

### 7 / 1 1 報告書 2 版が届く

遺族側が正式に報告書に対する回答をしていないのに、6 / 1 0 の口頭でコメントした数点のみ一方的に修正されていた。

### 7 / 2 2 個人情報 の 不当漏洩 についてクレーム処理が遅いため、再度、クレームを申し出る。

- 7 / 3 0 教育委員会で、教育委員会が4人の教師へ聴取した資料を任意の形で閲覧した。再度、教育委員会へ調査委員会の報告書について、事実確認がしっかり出来ない、当日の指導についての分析・評価がない、教師の責任回避の言葉が多く含まれることについて教育委員会としての対応を申し出る。
- 8 / 1 2 調査委員会に報告書見直しの要望書と質問状を提出。教育委員会へ事実確認をし、調査委員会に再調査及び検討の指示を要望書した。合わせて、蔵田市長へ現状についてお手紙でお伝えした。  
※NHK報道に出る。
- 8 / 1 5 教育委員会へ「個人情報の不適切な管理」についてクレームの申立てを行った。  
合わせて調査委員会へ再調査と報告書の見直しをしていただくように要望した。また、小学校教師、生徒から聞いた調査委員会聴取の疑問点を報告、報告書を持参し、しっかりと事実確認が出来ていない、学校の資料から片面的に修正が行われていること等を報告する。教育委員会の要望書に対し8 / 2 1までに書面で回答するように約束を得た。
- 8 / 2 2 約束の8 / 2 1までに教育委員会から要望書に対する回答が届かなかったので、母が教育委員会へ確認のため訪問。再度、調査委員会の再調査の必要性を訴えた。  
(回答書は同日、書留にて受領)
- 8 / 2 3 要望書に対する回答について説明を受ける(増田部長、市場調整監)、設置した教育委員会の責任として調査委員会の現状を是正していただくようお願いするが、聞き入れてもらえない。教育委員会宛の要望書を調査委員会へまる投げされていた。
- 8 / 2 6 文部科学省へ陳情に出向く。(教育委員会が対応してくれないため)  
指導死事案の実態把握の義務化、独立性、公平性、中立性が担保できる調査委員会設置の義務化について要望した。合わせて、息子の事件について、独立性、公平性、中立性が担保できる調査委員会設置の指導とアンケート原本の開示について県教委を通じ、市教委へ指導していただくように要望した。
- 8 / 2 7 要望書の受け止めを聞くため調査委員会と会う。  
調査委員会の責務は教育長へ報告書を提出することであり、質問に答える義務は無いと回答を得る。
- 9 / 4 報告書が木村教育長に提出される。母が記者会見へ同席を要望する。小川指導課長補佐につまみ出される。